

後期高齢者医療

● 後期高齢者医療

☎ 保険年金課 ☎0297-21-2187

後期高齢者医療保険への加入

平成20年4月に「老人保健制度」が廃止され、新しく「後期高齢者医療制度」が始まりました。県内すべての市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しています。申請や届け出などの窓口は市役所です。

●対象となるかた

- 75歳以上のかた
- 65歳以上75歳未満の一定の障がいのあるかた

●自己負担

病院、診療所で保険証を提示すれば、医療費は一部負担で済みます。保険証には自己負担割合が記載されています。

●後期高齢者医療制度の届け出

手続きには、該当者のマイナンバーのわかるものが必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの
一定の障がいのあるかたが65歳になったとき	保険証、障がいの程度のわかる書類（国民年金証書、障害者手帳、療育手帳など）
65歳を過ぎて一定の障がいのある状態になったとき	
市外に転出するとき	保険証
市内で住所が変わったとき	
市外から転入したとき	負担区分証明書
保険証を紛失したとき	本人確認書類
死亡したとき	死亡したかたの保険証 ※葬祭費の申請を行うときは、喪主のかたの預金通帳、会葬礼状など



後期高齢者医療保険料

●1年間の保険料額

＝均等割額46,000円＋所得割額（総所得金額等－基礎控除額）×所得割率8.50%（令和3年度）

●保険料の納付方法

年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が差し引かれます（特別徴収）。それ以外の場合は、送付される納付書で個別に納めます。

※介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は年金からの差し引きの対象になりません。

●保険料の軽減

所得の低いかたや職場の健康保険の被扶養者だったかたには保険料を軽減する制度があります。

<均等割額の軽減>

「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額」が次の場合、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

●保険料の納付が困難な場合

軽減を行っても、災害など特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

人間ドック等の健診

後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドック、併診（人間・脳）ドックの助成を実施しています。

特別養護老人ホーム

エリアマップ5図 C-4

笑顔で挨拶！笑顔で介護！

 社会福祉法人緑平会 特別養護老人ホーム延寿館

尊厳ある生活の場を、専門職として「技術支援」と「真心」を共に提供できる施設づくりを目指します。

■坂東市長須1188-2
■TEL:0297-35-3715 ■FAX:0297-36-3715
■URL:<http://www.enjyukan.or.jp/>
■E-mail:enjyukan@enjyukan.or.jp



P あり